

報告事項 No. 9

令和3年度の学校給食費の徴収状況について

令和4年8月23日
教育委員会事務局
健康給食推進室

令和3年度の学校給食費の徴収状況について

1 令和3年度の徴収状況

(1) 本市の学校給食費徴収業務の概要

- 本市では、令和3年4月から、学校給食費の公会計化を実施した。
- 市立小学校、中学校及び特別支援学校在籍者等の学校給食における食材料費について、教育委員会事務局が保護者等から学校給食費として徴収している。
- 令和3年5月時点の喫食者:約11.3万人
(小学校 約7.4万人、中学校・特別支援学校 約3.0万人、教職員等 約0.9万人)

(2) 令和3年度の学校給食費及び納期限

校種	小学校		中学校				特別支援学校					
学部・学年	一律		1・2年生		3年生		幼稚部		小学部		中学部・高等部	
給食の種別	完全給食	牛乳停止	完全給食	牛乳停止	完全給食	牛乳停止	完全給食	牛乳停止	完全給食	牛乳停止	完全給食	牛乳停止
月割額	4,600円	3,800円	4,800円	4,100円	4,600円	3,800円	3,000円	2,200円	4,500円	3,700円	5,400円	4,500円
給食実施回数	187回		165回		155回		183回					
1食の単価	270円	218円	320円	268円	320円	268円	180円	128円	270円	218円	320円	268円

期別	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
納期限	6月30日	8月2日	8月31日	9月30日	11月1日	11月30日	1月4日	1月31日	2月28日
対象月	4・5月	6月	7月	8・9月	10月	11月	12月	1月	2・3月

(3) 令和3年度の徴収状況

- 令和3年度の学校給食費の徴収状況は次のとおり。(令和4年5月31日現在)

	調 定 額 (徴収すべき額) A	収 入 額 B	収 入 率 B/A	収入未済額 A-B
第1期	1,040,567,269	1,037,087,919	99.67%	3,479,350
第2期	521,480,736	519,525,582	99.63%	1,955,154
第3期	518,881,579	516,819,905	99.60%	2,061,674
第4期	518,001,210	515,721,708	99.56%	2,279,502
第5期	518,233,842	515,952,162	99.56%	2,281,680
第6期	518,240,132	515,762,352	99.52%	2,477,780
第7期	517,170,270	514,477,450	99.48%	2,692,820
第8期	515,424,939	512,225,203	99.38%	3,199,736
第9期	803,427,550	797,788,795	99.30%	5,638,755
追加分	5,885,314	5,746,700	97.64%	138,614
合計	5,477,312,841	5,451,107,776	99.52%	26,205,065

(参考) 他の先行政令指定都市の状況

- 令和3年度時点で公会計化を実施している他の政令指定都市の収入率(現年度分のみ。滞納繰越分は含まない。)の状況は次のとおり。

単位: %

	公会計化前		公会計化初年度		公会計化前後の収入率の差
	収入率	年度	収入率	年度	
福岡市	98.88	H20	98.69	H21	▲ 0.19
千葉市	99.40	H29	99.00	H30	▲ 0.40
横浜市	※		99.11	H24	※
大阪市	※		99.04	H26	※
仙台市	99.34	H30	98.76	R1	▲ 0.58
熊本市	99.95	R1	99.28	R2	▲ 0.67
川崎市	99.87	R2	99.52	R3	▲ 0.35

※公会計化前年度の数値は不明(統計数値なし)。

- ▶ 公会計化前の数値が不明の2市を除くと、本市を含む全5都市で、公会計化実施の初年度は収入率が下がっている(▲0.19～0.67%の下げ幅)。

2 教職員の働き方・仕事の進め方改革への効果

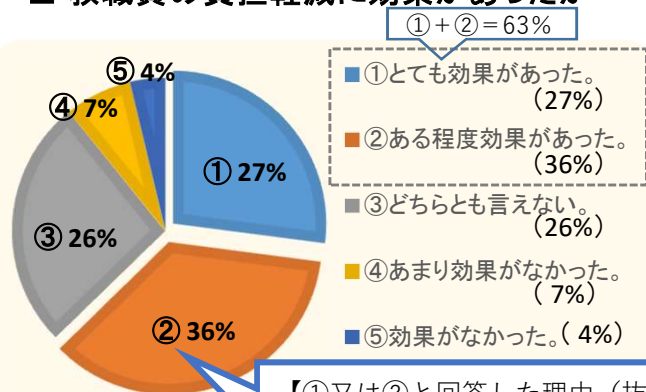
(1) 学校宛てアンケート調査の実施

- 公会計化に伴う教職員の給食事務における負担軽減の効果と課題の把握を目的として、小学校、中学校及び特別支援学校に対してアンケート調査を実施した(調査期間: R4.7.11～R4.8.3、回答数: 160校 351名)。

(2) 調査結果の概要

- 公会計化の効果について、回答者のうち**63%が教職員の負担軽減に「①とても効果があった」又は「②ある程度効果があった」と回答した。**
- また、①又は②と回答した者のうち、公会計化により**時間外勤務の削減に繋がった**と回答した者が最も多く、次いで、**授業準備に時間を充てられるようになった**という回答が多かった。

■ 教職員の負担軽減に効果があったか



【①又は②と回答した理由(抜粋)】

- ・ 金銭を集金、計算する時間や銀行へ行く時間、給食会に送金する事務負担がなくなった。
- ・ 未納の保護者に督促する心理的負担がなくなった。

■ 給食費徴収事務に要していた時間を、どのようなものに充てられるようになったか

項目	回答数
時間外勤務の削減	158
授業準備	103
児童生徒指導・学習指導	66
会議や研修等への出席	27
その他	33

(複数回答可)

【今後の課題】

- 公会計化後の学校における事務について、公会計化により新たに導入した「給食費徴収システム」への入力作業や、教育委員会事務局へ提出する書類の作成が、負担になっているとする回答が多かった。
- 特に、年度当初の繁忙期でのシステム入力作業は学校の負担となっており、十分な作業日程の確保やわかりやすいマニュアルの作成など、より事務負担の軽減に繋がる取組が必要である。

3 学校給食費の徴収・未納対応の流れ

- 学校給食費の徴収・管理は、「川崎市学校給食費の管理に関する条例」、「川崎市学校給食費の管理に関する条例施行規則（以下「規則」という。）」等に基づいて実施

(1) 学校給食費の徴収の流れ(令和3年度)

区分	①申込み (新小1・転入生等)	②納付金額 の決定	③通知書の 送付	④請求	⑤納付	⑥納付状況の 確認	⑦未納対応
主体	保護者等	教育委員会 事務局	教育委員会 事務局	教育委員会 事務局	保護者等	教育委員会 事務局	教育委員会 事務局
内容	「学校給食申込書」 等を提出	校種等に応じて 納付額を決定	学校給食費納入 額決定通知書を送付	保護者等に学校 給食費を請求	学校給食費を納 付(原則として 口座振替)	口座振替結果情 報等を確認	※「未納対応の流 れ」へ
時期	4月 (転入生は随時)	決定通知書送付 前まで	当該年度の初回 納期限前まで	規則で定める 納期限	規則で定める 納期限	⑤以降速やかに	⑥の確認後
(例)			6月18日発送	第1期:6月30日		第1期:7月上旬	第1期:7月中旬～

(2) 学校給食費の未納対応の流れ(令和3年度)

区分	①納期限	②初期対応	③督促状の 送付	④催告書の 発送	⑤納付勧奨
内容	「学校給食費納入額 決定通知書」で納期 限を通知	学校給食費の未納を 一斉通知(納付書も 送付)	「学校給食費督促 状」を送付	「学校給食費催告 書」を送付	電話催告
時期	規則で定める 納期限	納期限後 遅滞なく実施	②の発送から約1か 月後	③の後、 3か月に1回実施	催告書送付後 実施
(例)	第1期:6月30日	第1期:7月21日発送	第1期:8月19日発送	11月、2月発送	④以降

4 令和4年度の取組

- 他の政令指定都市と比較すると、本市の収入率は高い水準にある。
- 一方で、公会計化実施前の収入率(令和2年度:99.87%)からは▲0.35%となっており、更なる収入率向上のための取組が必要である。

(1) 滞納発生の未然防止に関する取組

取 組 内 容	具 体 的 取 組
学校給食費負担者(保護者等)に 対する十分な制度説明と周知	- 学校給食費についてのお知らせを全保護者に配布するなど、<u>制度についての周知の充実</u> - 問い合わせに対して的確に回答するため、マニュアルの随時更新など、職員のスキルアップにつながる取組の実施
口座振替など納付環境の整備	<u>Web口座登録の実施</u>(R4.2.1～) - 納付書払の債務者に向け、<u>口座振替案内の送付</u> <u>モバイルレジクレジットの導入</u>(R4.7.1～)

(2) 滞納債権の徴収強化に関する取組

取 組 内 容	具 体 的 取 組
電話催告の強化	<u>収納担当を新設</u>し、会計年度任用職員とともに未納者への<u>早期催告電話の実施</u> - 未納者情報を適切に管理し、交渉の状況に応じた対応策を個々に検討する体制の構築
長期滞納者に対する催告強化	<u>弁護士に対して催告業務の一部を委託し、未納者の個々の状況に応じた納付相談を実施</u>